

延岡市ケアプリのべおか事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

65 歳以上の者を対象に、地域公共交通を利用して通うことのできる場所において、運動・栄養・口腔・認知症予防に関する介護予防教室を専門職が実施することにより、高齢者の生活機能全般を維持改善するとともに介護予防・重度化防止により健康寿命を延伸させることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 名称

延岡市ケアプリのべおか事業業務

(2) 募集圏域及び募集事業者数

日常生活圏域（別表）のうち、南方圏域及び北方圏域を募集対象圏域とし、各圏域につき 1 事業者、計 2 事業者を選定する。

(3) 内容

別紙「延岡市ケアプリのべおか事業企画提案仕様書」のとおり。

(4) 履行（契約）予定期間

令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 提案限度額

1 圏域当たり 688,000 円（消費税法施行令第 14 条の 2 第 3 項第 12 号に基づき非課税）

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、介護予防のための有効なプログラムを提供できない事業者が選定されるなど、目的を達成できないおそれがあり、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を評価し、受託候補者を選定する必要があるため。

4 業務スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和 8 年 8 月 31 日（月） |
| (2) 質問の締切日 | 令和 8 年 9 月 11 日（金） |
| (3) 質問に対する回答日 | 令和 8 年 9 月 24 日（木） |
| (4) 参加申込書受付締切日 | 令和 8 年 10 月 2 日（金） |
| (5) 参加資格確認結果通知日 | 令和 8 年 10 月 9 日（金） |
| (6) 提案書等の提出締切日 | 令和 8 年 10 月 20 日（火） |
| (7) プレゼンテーション | 令和 8 年 11 月第 1 週目（予定） |
| (8) 審査結果通知 | プレゼンテーション以降 |
| (9) 契約締結 | 令和 8 年 11 月中 |

※ ただし、各実施月日については、事務の都合により変更の可能性あり。

5 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ③ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ④ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- ⑤ 民事保全法（平成元年法律第 91 号）に基づく民事保全の手続が常態として行われている認められる者でないこと。
- ⑥ 延岡市税及び国税について滞納がないこと。
- ⑦ 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑧ 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 本プロポーザルの公表日において延岡市内に住所（法人にあつては、登記された事務所又は営業所の所在地。）を有する者であること。

6 参加申込の手続

(1) 事務局（問合せ先）

〒882-8686 延岡市東本小路 2 番地 1

延岡市役所健康福祉部健康長寿課（本庁舎 1 階）

電話 0982-22-7072 FAX 0982-26-8227

Mail nagaiki@city.nobeoka.miyazaki.jp

(2) 提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書
- ② 国税及び住所又は所在地である市町村税について滞納がないことを証する書類
※ 発行日から 3 か月以内、写し可。
- ③ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
※ 発行日から 3 か月以内、写し可。
- ④ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により(1)の事務局に提出すること。

(4) 提出期限

- ① 持参の場合 令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 10 月 2 日（金）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

② 郵送の場合 令和8年10月2日（金）までの消印有効

(5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年10月9日（金）までに通知する。

7 質問及び回答

(1) 質問

① 質問方法 メールにより「6 参加申込みの手続き(1)」の事務局に送付すること。

※ メールを送付した際は必ず事務局へ連絡をすること。

② 提出書類 質問書

③ 受付期間 令和8年8月31日（月）から令和8年9月11日（金）まで

(2) 回答

① 回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

② 回答日 令和8年9月24日（木）

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書 ※ 企画提案書に以下の書類を添付。

- ・ 業務実施体制
- ・ 業務工程表（業務作業スケジュールを記載・任意様式）
- ・ 実施予定場所の広さが分かるもの（図面の写し等）
- ・ 実施予定場所と最寄りの公共交通機関の位置関係が分かるもの（地図等）
- ・ 緊急時のマニュアル等安全対策について分かるもの（任意様式）
- ・ 独自企画プログラム（任意の様式）

② 見積書 ※ 見積書に以下の書類を添付

- ・ 見積内訳書（見積金額の積算内訳を記載・任意様式）

③ 法人概要書

(2) 提出部数

(1)の提出書類①から③までを各1部。（原本）

(1)の提出書類のうち、①から②までを8部。（事業者名を記載していないもの）

(3) 提出書類の作成方法

提出書類は、原則としてA4サイズで作成すること。ただし、A3サイズの手紙を片袖折等でA4サイズにして使用することも可とする。

なお、真に必要な場合を除き、企画提案書等には、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、6(1)の事務局に提出すること。

(5) 提出期限

- ① 持参の場合 令和8年10月9日（金）から令和8年10月20日（火）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- ② 郵送の場合 令和8年10月20日（火）までの消印有効

9 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ① 日程 令和8年11月第1週目（予定）
- ② 出席者 1者3名以内
- ③ 実施時間 1者40分以内（セッティング5分・プレゼンテーション20分・質疑応答15分）※参加申込者多数の場合等は、設定時間の短縮を行う場合あり。
- ④ 貸出物品 机・椅子・電源・55型液晶ディスプレイとする。それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。
- ⑤ その他 プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこと。

(3) 受託候補者の選定方法

- ① 延岡市ケアプリのべおか事業業務プロポーザル方式選定委員会設置要領第3条に規定する委員が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。

② 募集対象圏域ごとに、失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い参加事業者を受託候補者として選定する。

③ 複数の参加事業者の合計点数が同一の場合には、評価基準における「業務の実施内容について」の項目の評価点数が高い参加事業者を受託候補者として選定する。

- ④ 上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

10 選定結果の通知・公表

(1) 選定結果の通知

選定結果は、選定作業終了後すべての提案事業者に書面で通知する。

(2) 選定結果の公表

選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・ 受託候補者の名称及び点数

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

企画提案仕様書及び受託候補者の企画提案書等の記載事項を基本として、業務委託の内容及び経費等について改めて協議の上、契約を締結する。

なお、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次順位者を受託候補者とする。

(2) 契約保証金

延岡市契約規則（平成 12 年規則第 16 号）第 26 条及び第 27 条の定めによる。

(3) その他

- ① 委託料の支払いは、概算払いとする。ただし、委託業務の終了後、精算額が委託料を下回った場合は、当該精算額をもって委託料とする。
- ② 受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

12 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は、返却しない。
- ② 提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、延岡市情報公開条例（平成 11 年条例第 25 号）に基づく行政文書となるため、情報開示請求により開示される場合がある。
なお、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示となる場合がある。
- ④ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ① 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。
- ② 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。

附則

この要領は、令和 8 年 8 月 27 日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

(別表)

日常生活圏域別地区名一覧

圏域	地区名	町名等
中央	川中地区	中央通・北町・中町・南町・本町・柳沢町・船倉町・新町・須崎町 東本小路・桜小路・本小路・天神小路
	岡富地区	祇園町・紺屋町・博労町・恵比寿町・瀬之口町・北小路・高千穂通 岡富町・古川町・昭和町・川原崎町・日の出町
	南方地区	大貫町
東海	東海地区	大門町・栗野名町・大武町・牧町・柚の木田町・二ツ島町・無鹿町 檜山町・稲葉崎町・大峽町・差木野町・鹿小路・須佐町・川島町 白石町・追内町・水尻町・東海町・神戸町
	南浦地区	安井町・浦城町・須美江町・熊野江町・島浦町
土々呂	伊形地区	石田町・伊形町・上伊形町・下伊形町・北一ヶ岡・南一ヶ岡・旭ヶ丘 新浜町・松原町・土々呂町・櫛津町・妙見町・鯛名町・赤水町
南方	南方地区	野地町・野田町・野田・西階町・天下町・吉野町・松山町・小峰町 高野町・平田町・舞野町・行藤町・貝の畑町・細見町・小川町・岡元町 中三輪町・上三輪町
恒富南	恒富地区	共栄町・伊達町・構口町・平原町・鶴ヶ丘・塩浜町 若葉町・沖田町・片田町
岡富	岡富地区	幸町・栄町・萩町・山下町・中川原町・桜園町・中の瀬町・山月町 富美山町・岡富山・柚木町・宇和田町・鹿狩瀬町
	東海地区	桜ヶ丘・夏田町・尾崎町・祝子町・佐野町・大野町・妙町 桑平町・宮長町
恒富東	恒富地区	惣領町・浜砂・卸本町・出北・東浜砂町・長浜町・別府町・浜町・緑ヶ丘
	川中地区	方財町
恒富西	恒富地区	安賀多町・春日町・三ツ瀬町・永池町・中島町・旭町・大瀬町・北新小路 新小路・愛宕町・愛宕山・上大瀬町・出口町・西小路・恒富町・古城町 三須町・小野町
	南方地区	下三輪町
北方	北方地区	北方町全域
北浦	北浦地区	北浦町全域
北川	北川地区	北川町全域